

専攻科

様式1

令和 年 月 日

静岡県教育委員会 様

静岡県高等学校等奨学給付金（専攻科）受給申請書

（注：奨学給付金は、**返済不要の給付金**です。）

私は、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」を承諾し、関係書類を添えて、静岡県高等学校等奨学給付金の受給を申請します。

【1 申請者（保護者）情報を記入してください】

申請者住所	〒	ふりがな	
	Tel () -	申請者氏名	
生徒との関係	父母・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・高校生等本人・その他 ()		

【2 次の4点を確認の上、□に✓点を記入してください】

この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書に虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を即時返還します。

私（申請者）は、本申請に係る給付金について、静岡県以外の都道府県への申請を行っておりません。

就学支援金等の判定結果を本申請に係る給付金の判定に利用することに同意します。

その申請内容に虚偽があり審査結果に変更があった場合は、静岡県の求めに従い支給金額の全額を即時返還します。（静岡県公立のみ）

【3 対象となる生徒について記入してください】

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
国籍	<input type="checkbox"/> 日本国 <input type="checkbox"/> 日本国以外	国籍が「日本国以外」の場合に該当する項目の <input type="checkbox"/> に✓を付けてください。				
		①	<input type="checkbox"/>	特別永住者		
		②	<input type="checkbox"/>	永住者		
		③	<input type="checkbox"/>	日本人の配偶者等（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）		
		④	<input type="checkbox"/>	永住者の配偶者等（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）		
		⑤-1	<input type="checkbox"/>	定住者（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）、日本国への永住意思有		
		⑤-2	<input type="checkbox"/>	定住者（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）、日本国への永住意思無		
		⑥-1	<input type="checkbox"/>	家族滞在（日本国の小中学校及び高等学校を卒業し、日本で就労して定着する意思がある）		
⑥-2	<input type="checkbox"/>	家族滞在（⑥-1以外）				
⑦	<input type="checkbox"/>	①～⑥以外の在留資格のうち留学による者（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）				
在学する学校	学校名、課程等	(国・県・市)立 高等学校 全日制・定時制・通信制 科				
	在学期間	年 月 日 ~	年 月 日	学年	年	
	学校の所在地 (県内公立は不要)	都道府県	市区町村			

【4 振込口座について記入してください】

下記のとおり静岡県高等学校等奨学給付金の口座振込を依頼します。
 (静岡県高等学校等奨学給付金の受領の権限を下記口座名義人に委任します。)

※ 下記希望・承認する振込方法等の に✓を付けてください。

私が支給を受ける静岡県高等学校等奨学給付金を学校徴収金等（教材費、学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等）に充てることについて、学校設置者（校長）に委任することを承認します。

授業料等預金口座振替依頼書で指定した口座（諸会費口座と同じ口座）に振込を依頼します。

下記に記入した口座に振込を依頼します。（市立・県外高校の方は全員こちらをチェックしてください）

振込先金融機関名 (該当するものを○で囲む)	銀行・金庫・農協	店・出張所・所
預貯金種別	普通預金	
預貯金口座番号（7桁）		
フリガナ		
口座名義人		

※この申請書に御記入いただいた個人情報、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
 なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

※上記口座名義人が申請者と異なる場合は、以下に口座名義人の住所を記入してください。

〒 -

次のページに進んでください。

【5 生計維持者の収入状況について、該当する項目の□に✓点を記入してください】

(1)-1 ア～エの該当する項目の□に✓点を記入してください。

次の者の課税証明書等及び扶養親族申告書（記入上の注意【生計維持者の収入等の状況について】ホに該当する場合）、扶養誓約書（記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】ニに該当する場合）を提出します。

ア□	父母 2名分
イ□	父母1名分 ※下記3つのうち、該当する項目の□に✓点を記入 <input type="checkbox"/> 父母のうち1人が無職・無収入（令和7年（1月～12月）給与等の収入がなかった者）であり、控除対象配偶者となっている場合 <input type="checkbox"/> 離婚・死別等により父母が1名の場合 <input type="checkbox"/> 家庭の事情等によりやむを得ず、父母のうち1人の課税証明書等を提出できない場合等
ウ□	主たる生計維持者 1名分 父母が存在しない場合（祖父母や兄弟等に養育されている場合） 等
エ□	生徒本人 父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合のいずれも存在しない場合

(1)-2 所得に関する書類を添付する者の氏名、生徒との続柄及び所得割額を記入してください。

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄
道府県民税所得割額 ①	円	道府県民税所得割額 ③	円
市町村民税所得割額 ②	円	市町村民税所得割額 ④	円
所得割額の合算 (①+②+③+④)	円	※①、②、③、④がそれぞれ100円未満の場合は、切捨て0円として合算	

【6 申請区分について、該当する項目の□に✓点を記入してください】

申請区分	世帯区分	国籍・在留資格要件	
		日本国、①～④、⑤-1、⑥-1のいずれかに該当	⑤-2、⑥-2、⑦のいずれかに該当
<input type="checkbox"/>	住民税非課税世帯 ※所得割額の合算が0円	50,500円	50,500円
<input type="checkbox"/>	所得割額の合算が100円以上105,500円未満の世帯	16,830円	10,100円
<input type="checkbox"/>	所得割額の合算が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯	12,630円	10,100円

記入上の注意

【対象となる生徒について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている高等学校等専攻科学校の在学期間について、記入してください。「高等学校等専攻科」とは、国公立の高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科をいいます。
- ロ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいい、「高等学校」は「日本の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年又は専修学校の高等課程（修業年限が三年以上のものに限る。）」をいいます。
- ハ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校専攻科の修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等専攻科の修了後、直ちに就労をするものに限られません。

【生計維持者の収入の状況】についての欄は次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合。当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

（4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

- ロ アに該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

- ハ イに該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
イの「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、エ又はオのうちいずれか該当するものを選択してください。

- ニ エ又はオに該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

- ホ 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は当該生計維持者に係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。